1　廃止した理由
　本地区において、衛生管理対策、防災機能の強化等を目的とした施設を整備するため、新規に計画を策定することが必要になったことから、平成14年５月30日に公表した計画に基づき整備することとなっていた施設のうち未整備となっている施設に係る事業を廃止した。
2　当該事業及びその関連事業の進捗状況に関する事項
　未整備となっている施設以外の施設は、工事が完了している。
3　事業実施済み箇所の機能の発揮に関する事項
　第２港区の整備により、冬期操業の就労環境の改善が図られている。また、外郭施設の整備により、漂砂による港口、航路埋没が軽減し、漁船操業の安全性が向上している。
4　廃止したことによる影響に関する事項
　本事業の廃止に当たっては、未整備となっている施設を精査し、新規に策定する計画に編入するため影響はない。
5　今後の課題と対応に関する事項
　新規に策定する計画を着実に進捗させることが必要である。

歯舞地区に係る特定漁港漁場整備事業計画に基づく特定漁港漁場整備事業の廃止の公表について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第７項の規定に基づき、平成14年５月30日に公表した歯舞地区に係る特定漁港漁場整備事業計画に基づく特定漁港漁場整備事業を廃止したので、同項の規定に基づき、公表する。

平成 30 年６月 19 日

農林水産大臣　齋藤　　健

1　廃止した理由
　本地区において、衛生管理対策、用地不足解消等を目的とした施設を整備するため、新規に計画を策定することが必要になったことから、平成14年５月30日に公表した計画に基づき整備することとなっていた施設のうち未整備となっている施設に係る事業を廃止した。
2　当該事業及びその関連事業の進捗状況に関する事項
　未整備となっている施設以外の施設は、工事が完了している。
3　事業実施済み箇所の機能の発揮に関する事項
　歯舞地区においては、岸壁の整備により、陸揚げ・荷さばき作業時の異物混入及び直射日光による鮮度低下が防止され、漁獲物の品質向上や作業の効率化が図られている。また、外郭施設の整備により、港内静穏度が向上し、岸壁係留時の漁船の安全性の向上が図られている。さらに温根元地区においては、物揚場の整備により、漁業活動の効率化が図られている。
4　廃止したことによる影響に関する事項
　本事業の廃止に当たっては、未整備となっている施設を精査し、新規に策定する計画に編入するため影響はない。
5　今後の課題と対応に関する事項
　新規に策定する計画を着実に進捗させることが必要である。

法　　務

公証人任免

名古屋法務局所属公証人伊藤敏明は願により公証人を免ぜられた。

國分敬一は公証人に任命され、名古屋法務局所属公証人伊藤敏明の後任を命ぜられた。（以上六月十日）（法務省）

資　　料

平成 30 年４月中国際収支状況（速報）

財　務　省

（単位：億円、％）

項　　目	４　月	前　月	前年同月
貿易・サービス収支	723	13,838	2,719
（対前年同月比）	（−73.4）	（26.5）	（7.4）
貿易収支	5,738	11,907	5,526
（対前年同月比）	（3.8）	（37.6）	（−18.5）
輸出	66,321	74,479	61,765
（対前年同月比）	（7.4）	（3.7）	（9.9）
輸入	60,583	62,572	56,239
（対前年同月比）	（7.7）	（−0.9）	（13.8）
サービス収支	−5,015	1,931	−2,807
（対前年同月比）	（78.7）	（−15.3）	（−33.9）
第一次所得収支	19,394	21,053	18,607
（対前年同月比）	（4.2）	（−6.0）	（−0.1）
第二次所得収支	−1,666	−3,669	−1,522
（対前年同月比）	（9.5）	（8.8）	（−23.4）
経常収支	18,451	31,223	19,804
（対前年同月比）	（−6.8）	（4.2）	（3.3）
資本移転等収支	45	−491	−32
直接投資	13,648	9,283	4,881
証券投資	−19,861	48,985	−73,298
金融派生商品	−2,062	−1,950	−4,499
その他投資	13,649	−9,063	81,278
外貨準備	−1,121	−1,125	3,083
金融収支	4,254	46,130	11,445
誤差脱漏	−14,242	15,399	−8,327

（備考）①　四捨五入のため、合計に合わないことがある。
②　金融収支の符号は、＋は純資産（資産−負債）の増加、−は同減少を示す。

公　　告

諸　事　項

保険業法に基づく供託金に係る公示

保険業法施行令（平成７年政令第425号）第27条第３項の規定に基づき、次のとおり公示する。

1．供託者の商号
　アメリカンファミリーライフアシュアランスカンパニーオブコロンバス
2．住所
　東京都千代田区大手町一丁目１番１号大手町パークビルディング　アンダーソン・毛利・友常法律事務所
3．清算人氏名
　井出　ゆり
4．取戻しをしようとする供託金の額
　金200,000,000円
5．前号の供託金につき保険業法（平成７年法律第105号）第190条第６項に基づく権利を有するものは、平成30年12月19日までに、外国保険会社等供託金規則（平成８年法務省・大蔵省令第１号）別紙様式第４号により作成した申出書に権利を有することを証する書面を添えて、金融庁長官に提出されたい。
6．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続きから除斥される。

平成 30 年６月 19 日

金融庁長官　森　　信親

保険業法に基づく供託金に係る公示

保険業法施行令（平成７年政令第425号）第27条第３項の規定に基づき、次のとおり公示する。

1．外国保険会社等であった者の商号
　カーディフ・アシュアランス・ヴィ
2．住所
　東京都千代田区大手町一丁目１番２号大手門タワー
3．清算人氏名
　山本　啓太
4．解除しようとする契約
　供託金支払保証委託契約
5．支払保証金額
　金200,000,000円
6．契約の相手方
　ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行東京支店